接骨院・鍼灸院などの施術所管理

平成30年10月10日

奈良県橿原市

各施術所は資格によって仕事が違う。

①柔道整復師が施術を行う接骨院は
骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷という新鮮外傷に対して施術を行うところ。

②はり師、きゅう師が施術を行う鍼灸院は
腰痛症・頚腕症候群・神経痛などの慢性疾患に対して医師の同意に基づき保険が認められるところ。

③あん摩マッサージ指圧師が施術を行うマッサージ院は
一律に診断名によることなく、筋麻痺・関節拘縮等に対して医師の同意に基づき保険が認められるところ。

さらに・・・

「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律」および「柔道整復師法」では施術所が広告できる内容は厳しく規制されている。

↓

指導権限は奈良県

広告の制限

- 柔整師法第24条、あはき法第7条
  ここに掲げてある事項以外の事項を広告できない。
  1.柔整師・施術者である旨、住所氏名
  2.第1条の業務の種類（あはき法）
  3.施術所名、電話番号、場所の表示
  4.施術日、施術時間
  5.その他厚労大臣が指定する事項※
- 各法第2項
  上記1.3では技能、施術方法、経歴を広告できない。

※厚労大臣が指定する事項

- 業務内容
  ほねつぎ（接骨）、もみりょうじ・やいと・えつ・小児鍼
- 都道府県知事（橿原市長）に開設を届け出たこと。
- 医療保険療養費支給申請ができること。（医師の同意が必要である旨明示しなければならない）
  ☆柔整師法では、脱臼・骨折
- 予約に基づく施術の実施
- 休日・夜間施術の実施
- 出張による施術の実施
- 駐車場

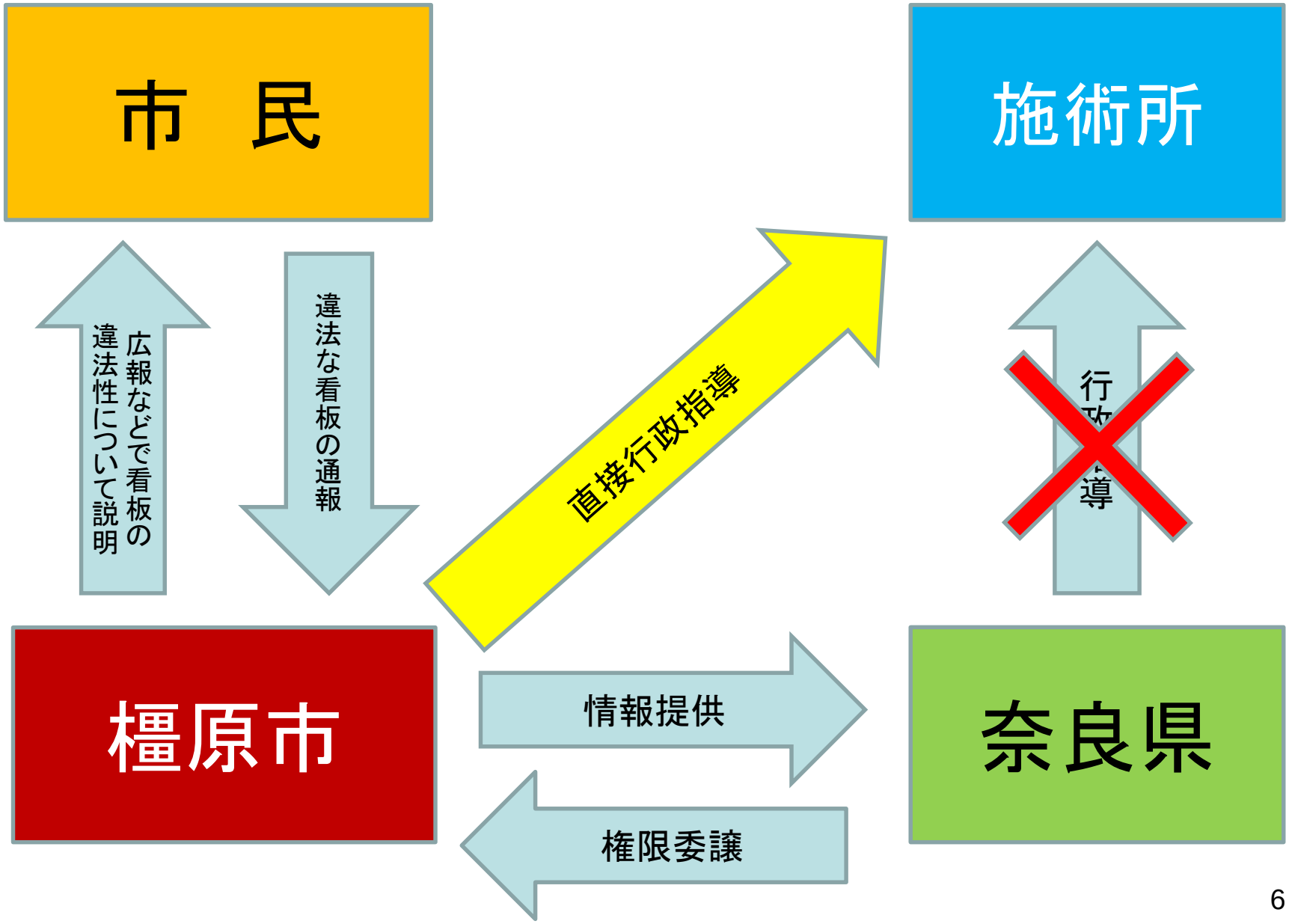
市　民
施術所
広報などで看板の違法性について説明
違法な看板の通報
直接行政指導
行政指導
橿原市
情報提供
権限委譲
奈良県

平成２５年４月
権限移譲

橿保医第７５３３号ー

平成２５年９月４日

橿原市長　森下　豊

権限委譲に伴う施術所の適正化について（通知）

平素は橿原市政の運営にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

平成 25 年 4 月から県より権限移譲を受け、橿原市が市内に所在する「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に基づく施術所等について管理を行なうことになりました。

市での管理にあたって施術所等の現況確認を実施いたしました。

確認結果を踏まえ、平成 25 年 9 月から、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」、「柔道整復師法」及び各法施行規則に基づいた指導等を順次実施してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

橿原市　保険医療課

TEL　４７‐２６４０

例えば・・・

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
整骨部門
骨折 脱臼 捻挫 打撲 挫傷
その他
各関節痛 スポーツ障害
骨盤矯正 外傷 カイロプラクティック
鍼灸部門
神経痛 リウマチ 頸腕症候群
五十肩 腰痛 頭椎捻挫後遺症
各種
保険取扱
KIRIN
2013/06/26 10:47

色んなこと書いてます。

[redacted]

スッキリしました。

[redacted]

整骨部門
骨折 脱臼 捻挫 打撲 挫傷
その他
各関節痛 スポーツ障害
骨盤矯正 外傷 カイロプラクティック
鍼灸部門
神経痛 リウマチ 頸腕症候群
五十肩 腰痛 頚椎捻挫後遺症
（上記の症状には、医師の同意書があれば保険適応出来ます）
耳ツボダイエット 美顔鍼 中国鍼 小児鍼 お灸
生理痛 各関節痛 肩こり 頭痛 めまい しびれ
各種
保険取扱
労災保険
交通事故
など
2013/09/25 10:53

こっちもスッキリ。

接骨院のイメージが
おかしなことに・・・

P有り
月 火 水 木 金 土 日祝
9:00
12:40
4:00
7:40
予約優先制
2014/05/09 09:07

整体　交通事故によるケガ
2014/05/02 09:49

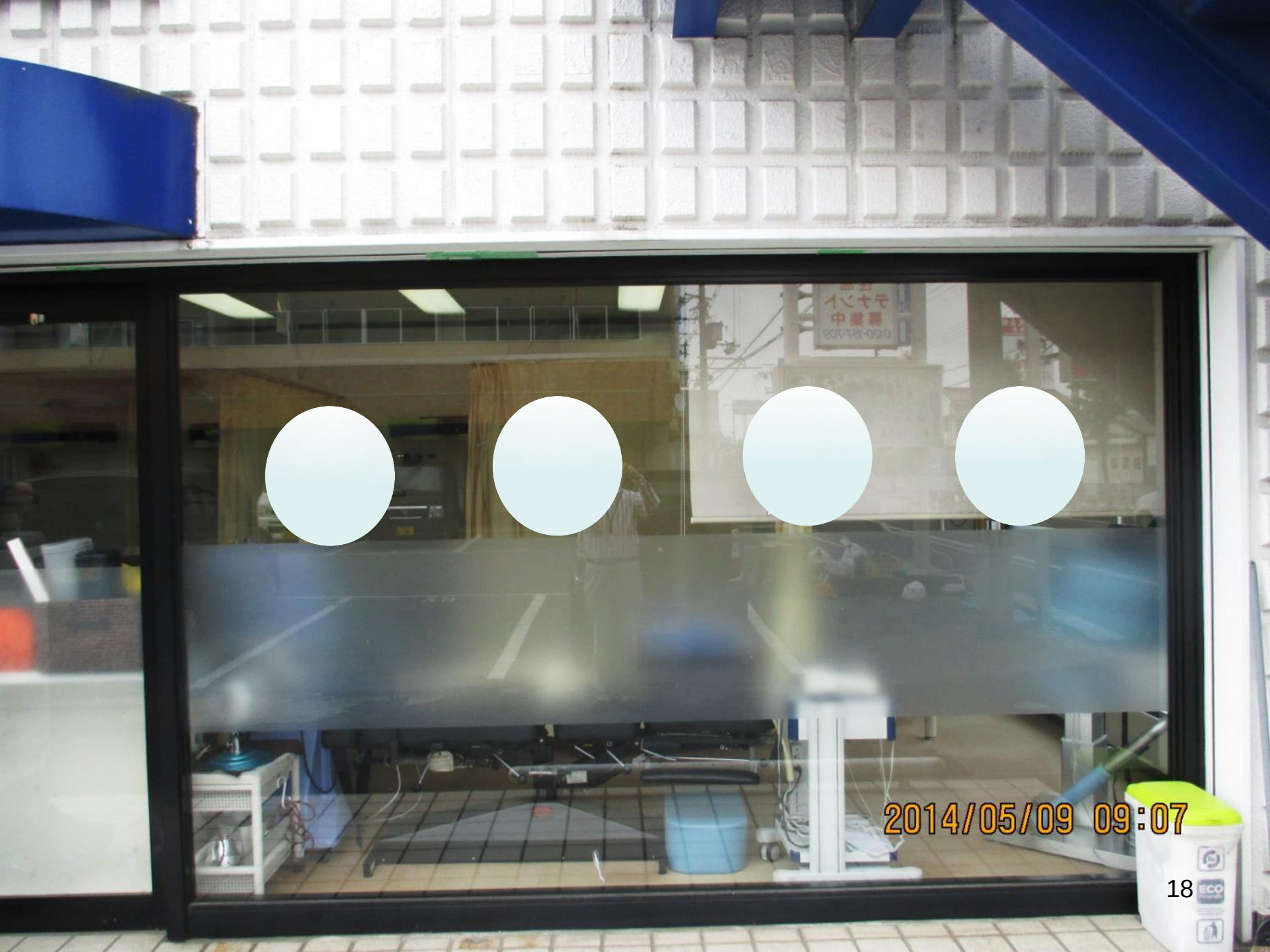
2014/05/09 09:07

骨盤調整
姿勢改善
[redacted]
2014/05/02 09:39

Wi-Fiつかいます
背骨調整
骨盤ブロック
プロテック
やてろよ
2014/05/09 09:06

癒しの手ってなんですか？

P
2014/05/02 09:40

労災・交通事故
各種健康保険取り扱い
[redacted]
肩 腰痛 ぎっくり腰 五十肩
ひざ痛 捻挫 打撲 脱臼 骨折 打身
頸椎 腰椎 スポーツ障害
挫傷 神経痛 マッサージ療法
テーピング療法 超音波足湯療法
[redacted]
[redacted]
[redacted]
受付時間
午前 7:30~12:00
午後 3:30~8:00
土曜日：午後2:00まで受付
休業日：日曜日
祝・祭日は午前のみ平日通り
交通事故扱
労災指定
生活保護指定
交通事故にあわれた時は
被害者、加害者に関係なく
ご相談下さい。
2013/06/07 14:09

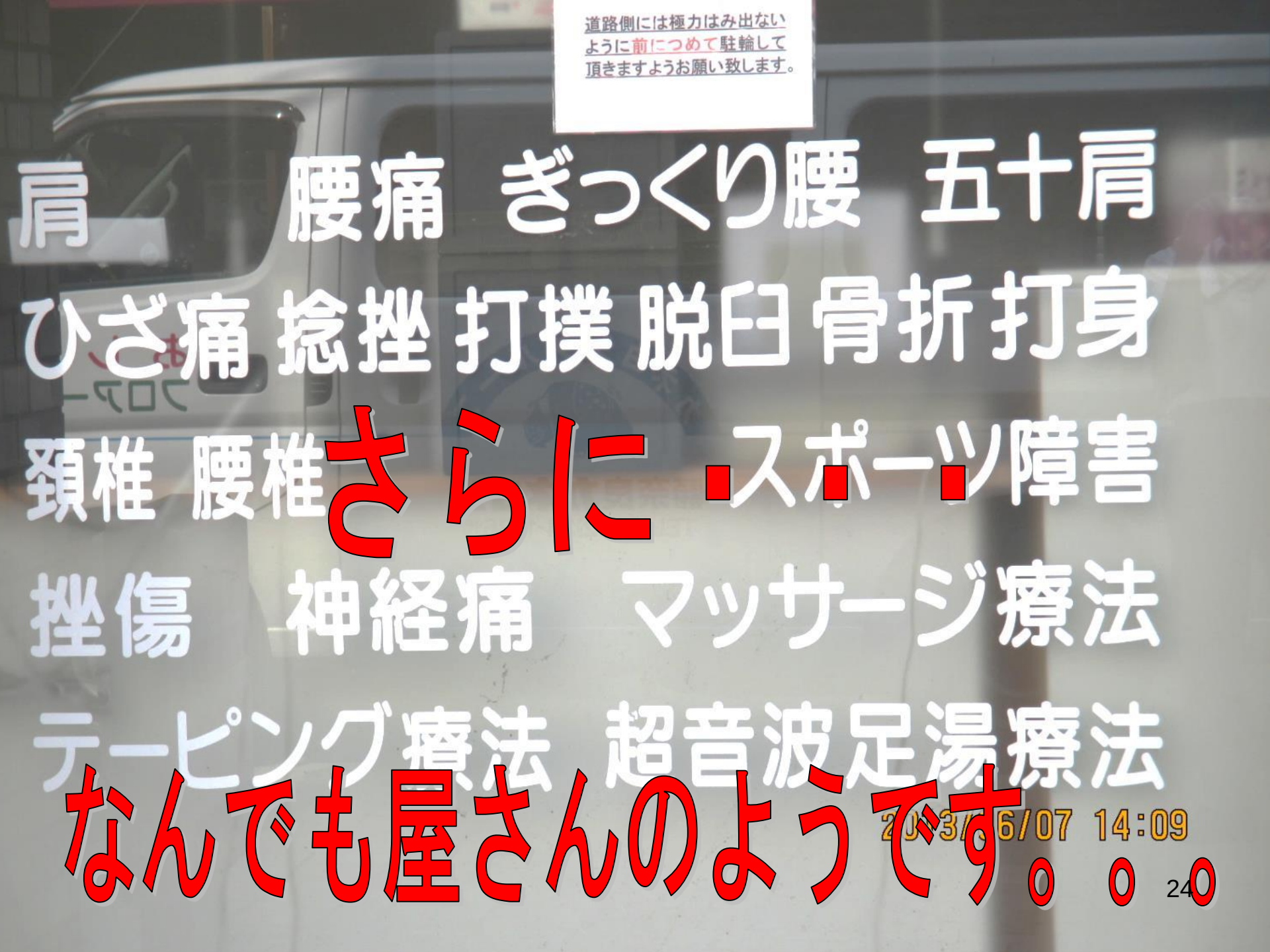
道路側には極力はみ出ないように前につめて駐輪して頂きますようお願い致します。
肩 腰痛 ぎっくり腰 五十肩
ひざ痛 捻挫 打撲 脱臼 骨折 打身
頚椎 腰椎 スポーツ障害
挫傷 神経痛 マッサージ療法
テーピング療法 超音波足湯療法
さらに
なんでも屋さんのようです。。。

皆様の健康を守るために
驚異の手技療法なので
安心して下さい。

遠慮せず病院や医療人に
相談して下さい。

まずはマッサージ感覚でどうぞ。

[redacted]40

マッサージ感覚って…

キレイになりました！
2014/07/18 13:29

指導の結果と保険給付の関係は？

橿原市の療養費の推移

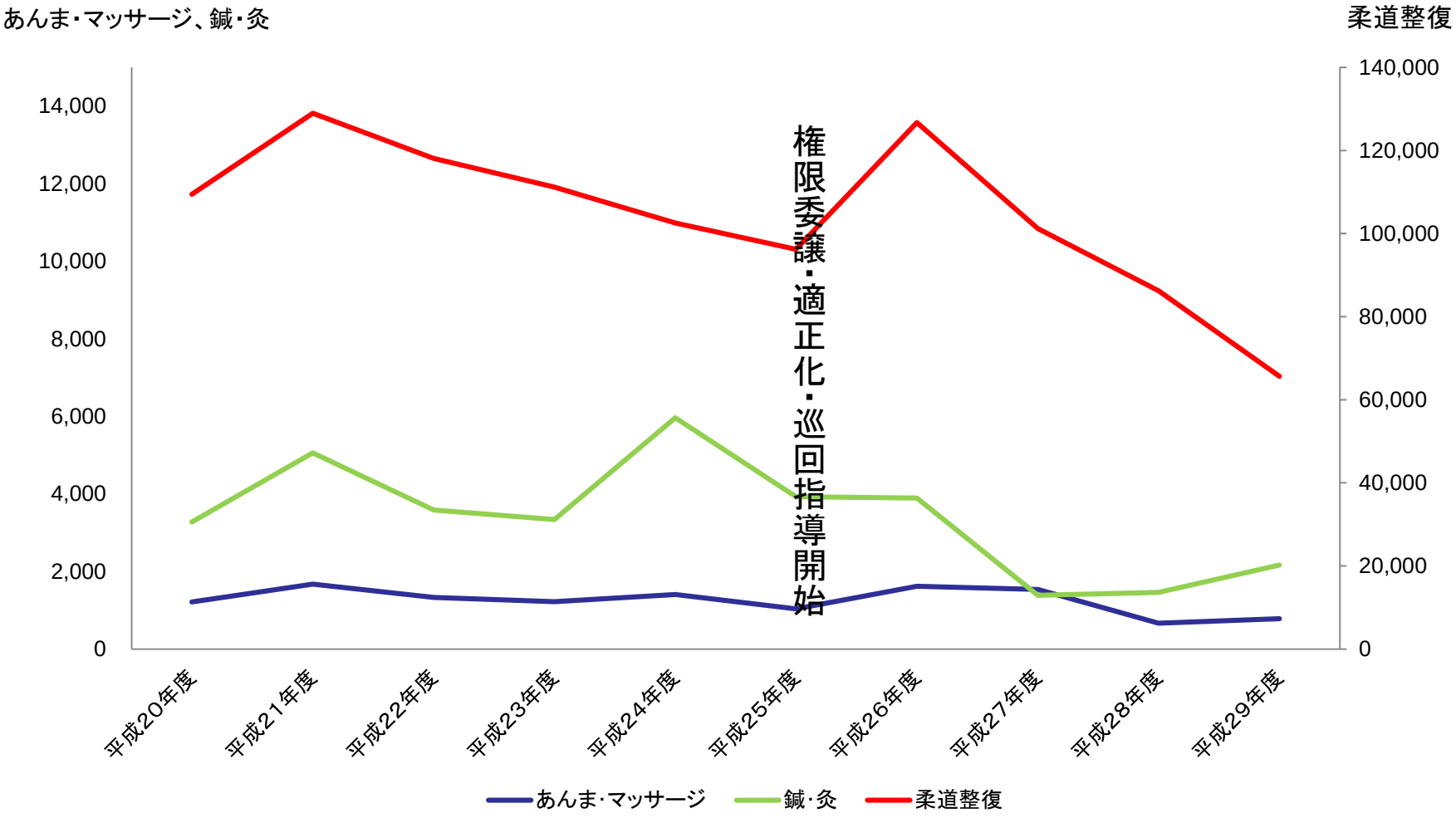
あんま・マッサージ、鍼・灸
柔道整復
14,000
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
140,000
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
権限委譲・適正化・巡回指導開始
平成20年度
平成21年度
平成22年度
平成23年度
平成24年度
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
平成29年度
あんま･マッサージ
鍼･灸
柔道整復

■橿原市が実施中の権限移譲による施術所広告の適正化

協会けんぽ奈良支部支給金額への影響測定

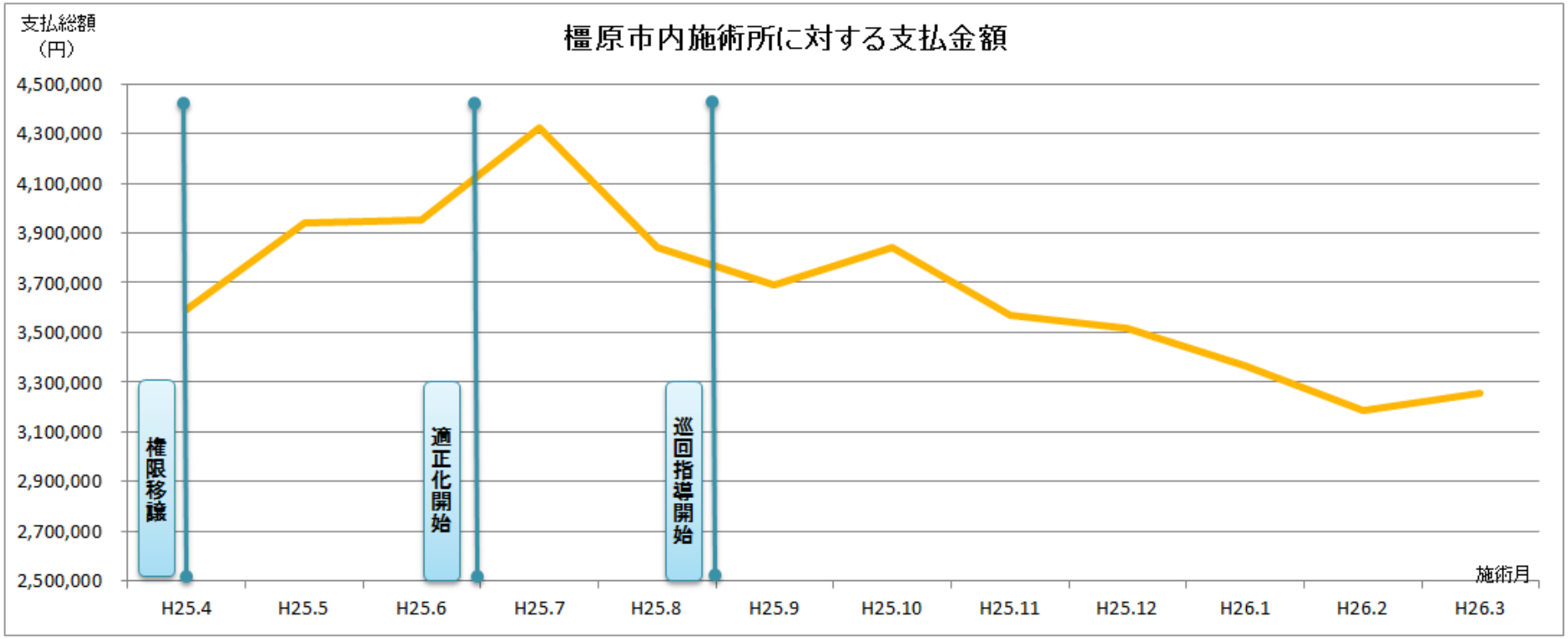

協会けんぽ奈良支部全体と橿原市内施術所の件数・金額比較

■比較の方法

橿原市が権限委譲による広告指導を実質開始したH25.7施術分をを100%とし、H25.4～H26.3の支払件数・金額を%で表示し比較する。

■支払件数

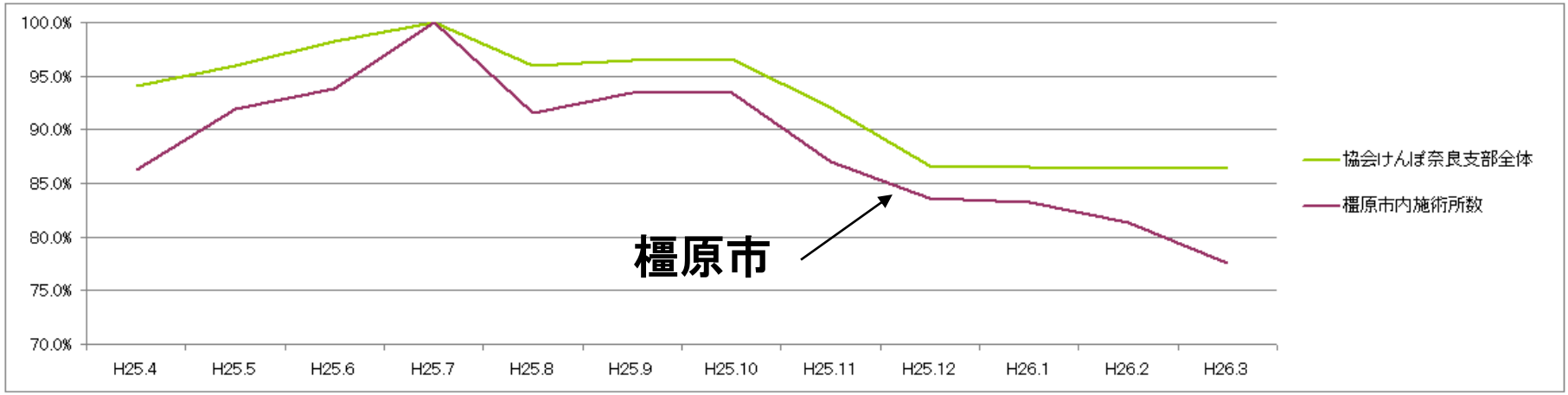

■支払金額

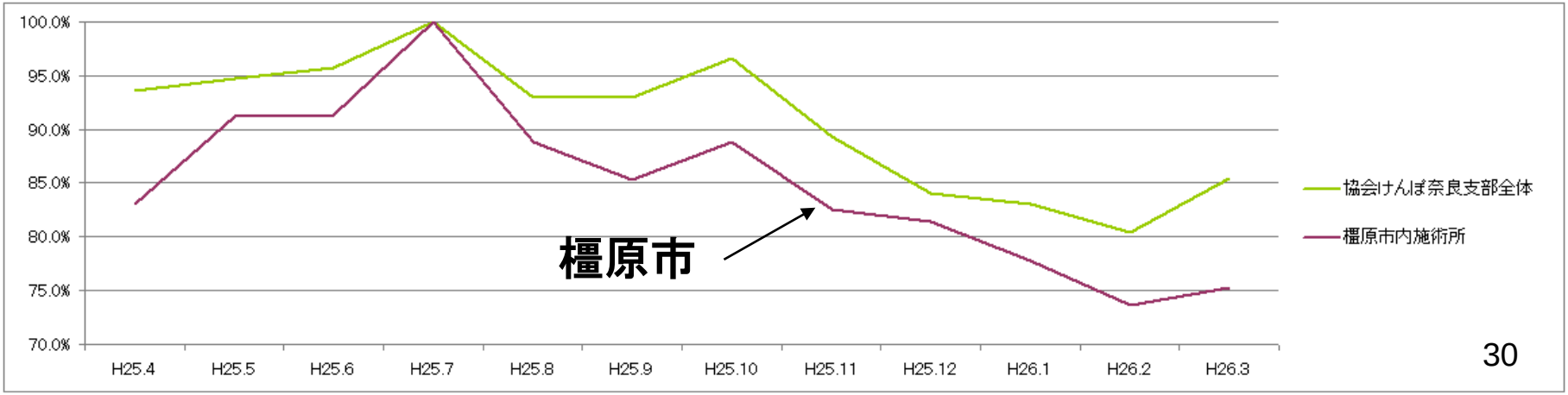

これからの取り組みとして・・

例：条例化

- 国保県単位化に伴い、都道府県が管理できる。
- 行政指導だけでは弱い。
- 一部の指導に従わない施術所に対する行政処分も検討の必要あり。
- 人によって判断基準が曖昧。

しかしながら・・・

・指導することが目的ではない。

・規制を行う前に、各団体と連携をとることが大事。

・無資格事業所との不公平をなくす。（要団体の協力）

・但し、ペナルティについても、一定基準を示す。

・条例にこだわらず、全国統一基準をつくり国民全体が知るところとする。 → **ガイドライン策定・周知**

☆**国民に不利益をもたらさず、正当な事業者を守り、健康保険料（税）・補助金（=税金）を健全に運用することにつながる**。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する意見

豊橋市保健所　健康政策課

近年の広告事例から見えるもの

- 事例①　整体院に隠れた施術所
- 事例②　整体院と建物内で併設する施術所
- 事例③　民間保険会社からの施術所の照会

事例①　　整体院に隠れた施術所

外観は整体院にしか見えない

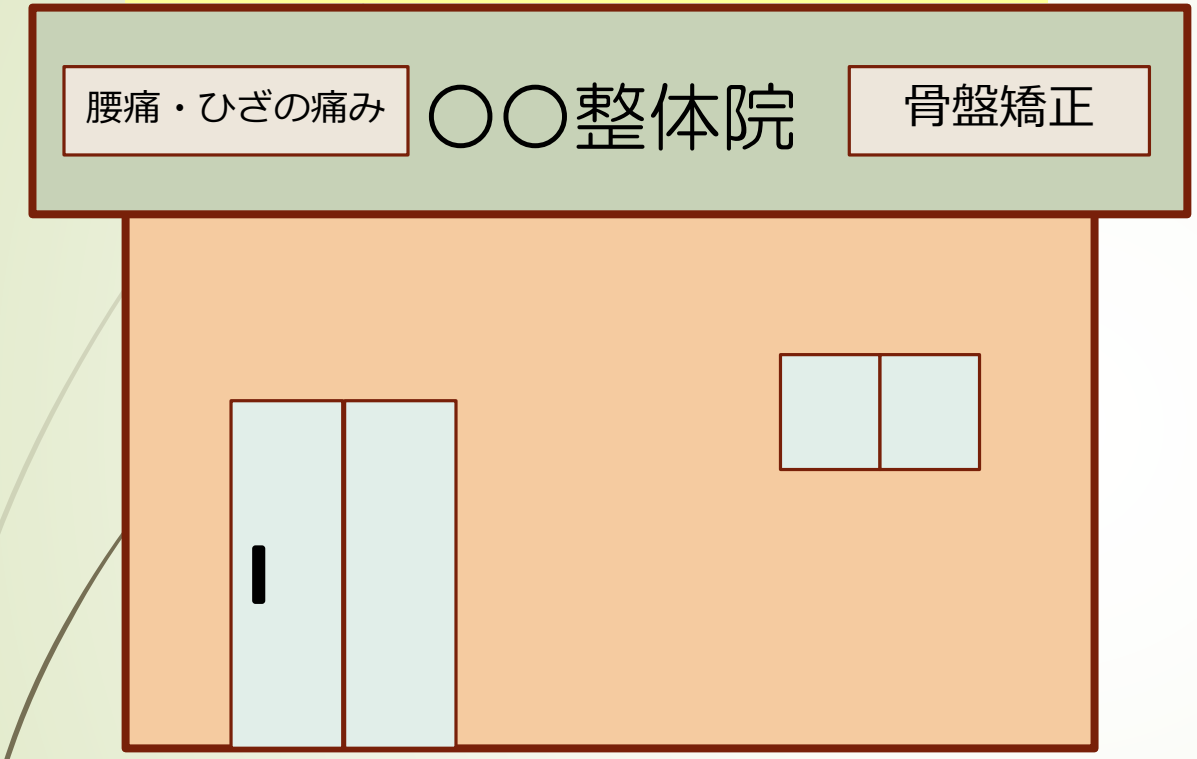

建物の中に施術所がある

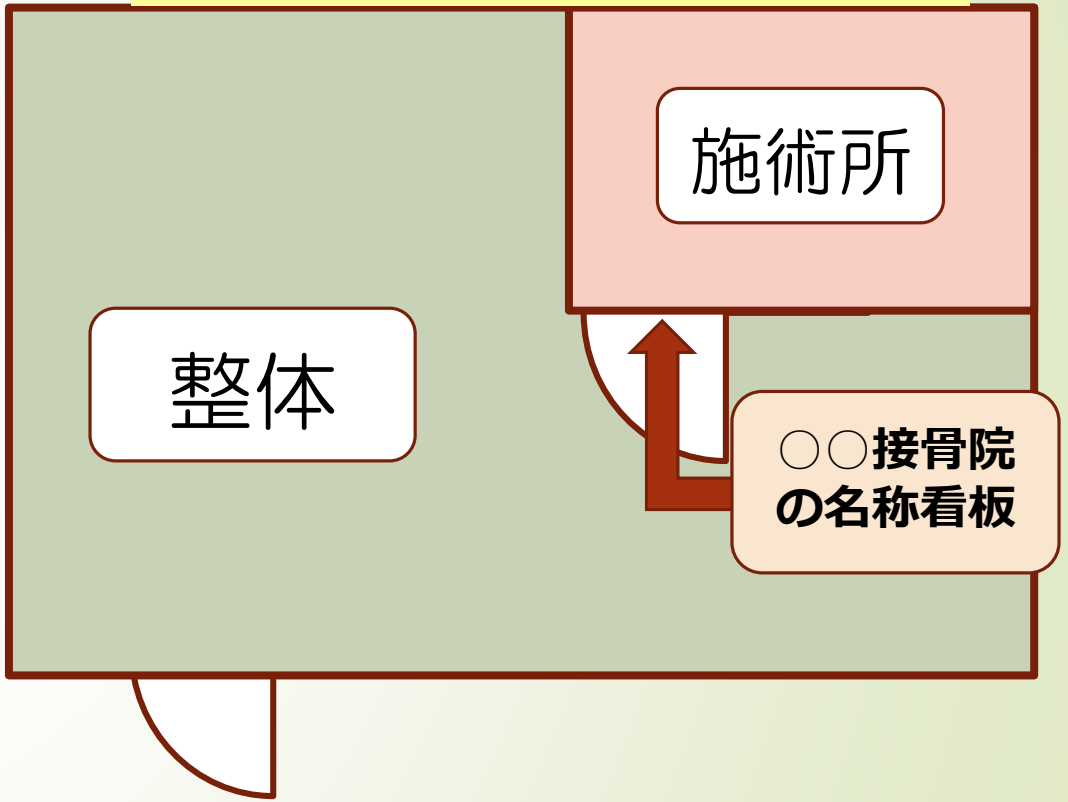

- 施術所は「広告可能な事項」に限りがあり、「広告しなければならない事項」がないことを逆手にとっている。
- 「施術所」の存在を隠し、外観からは整体院にしか見えないようになっている。

事例②　整体院と建物内で併設する施術所

広告は整体院の広告と一体化している

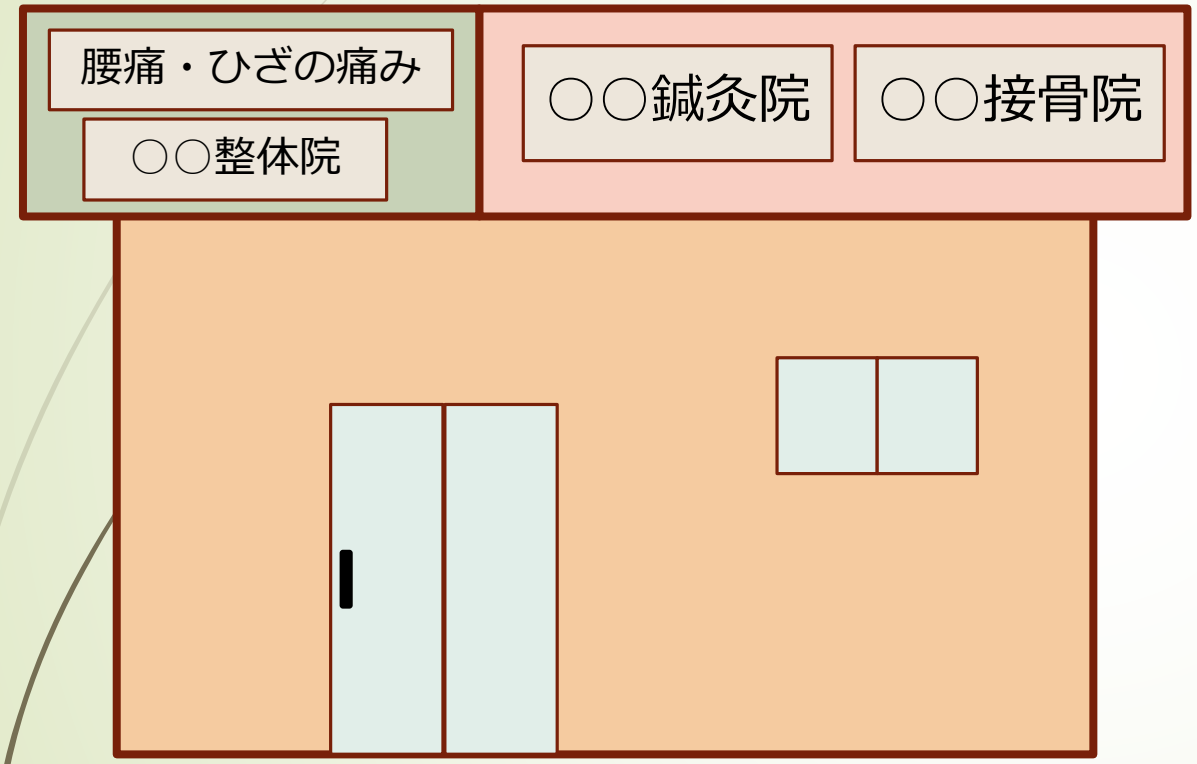

建物の中には各業種が存在

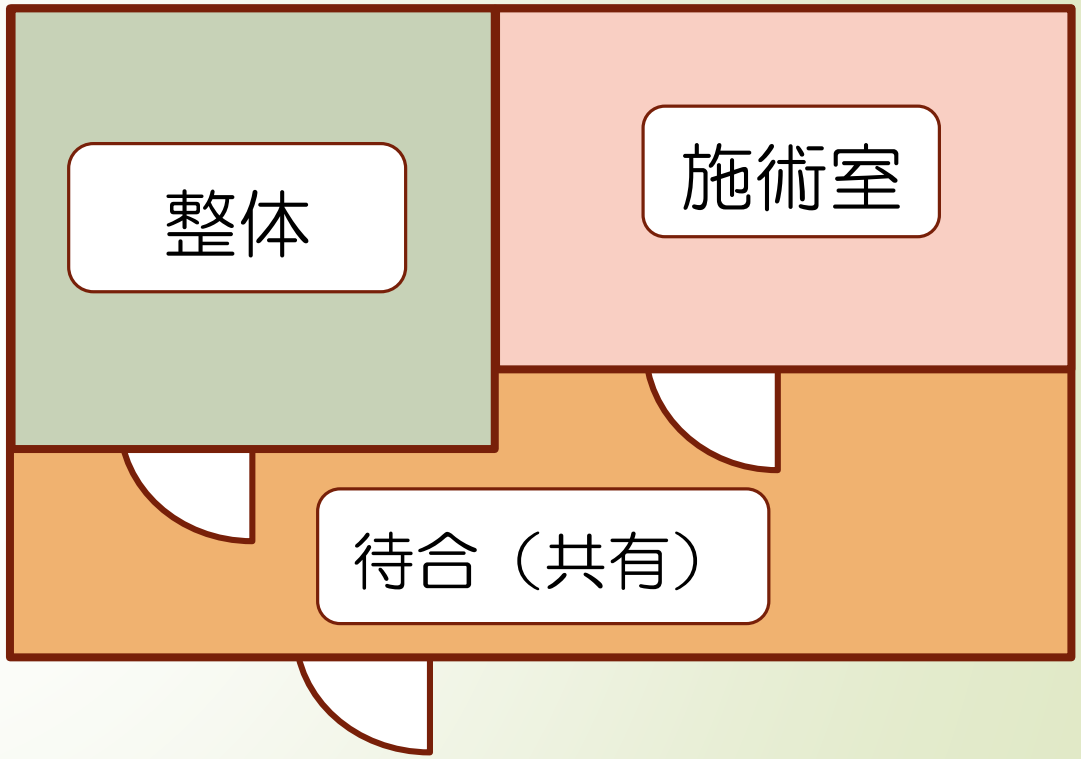

- 専用の施術室と待合（共有）を確保し、建物内には別の業を行うための部屋が存在する。
- 施術所の広告ではなく、整体院の広告だと主張するため指導ができない。

事例③
民間保険会社からの「施術所」の届出の有無の照会

- 「整体院」と思われるところで施術を受けて請求をしている実態がある。
- 「施術所」と「整体」が混同されてしまっている可能性が高い。
- 患者は損害保険を使える施設として整体を選択している。（適切な医療を選択できない危険）

施術所が無資格施術所などの業を取り入れている

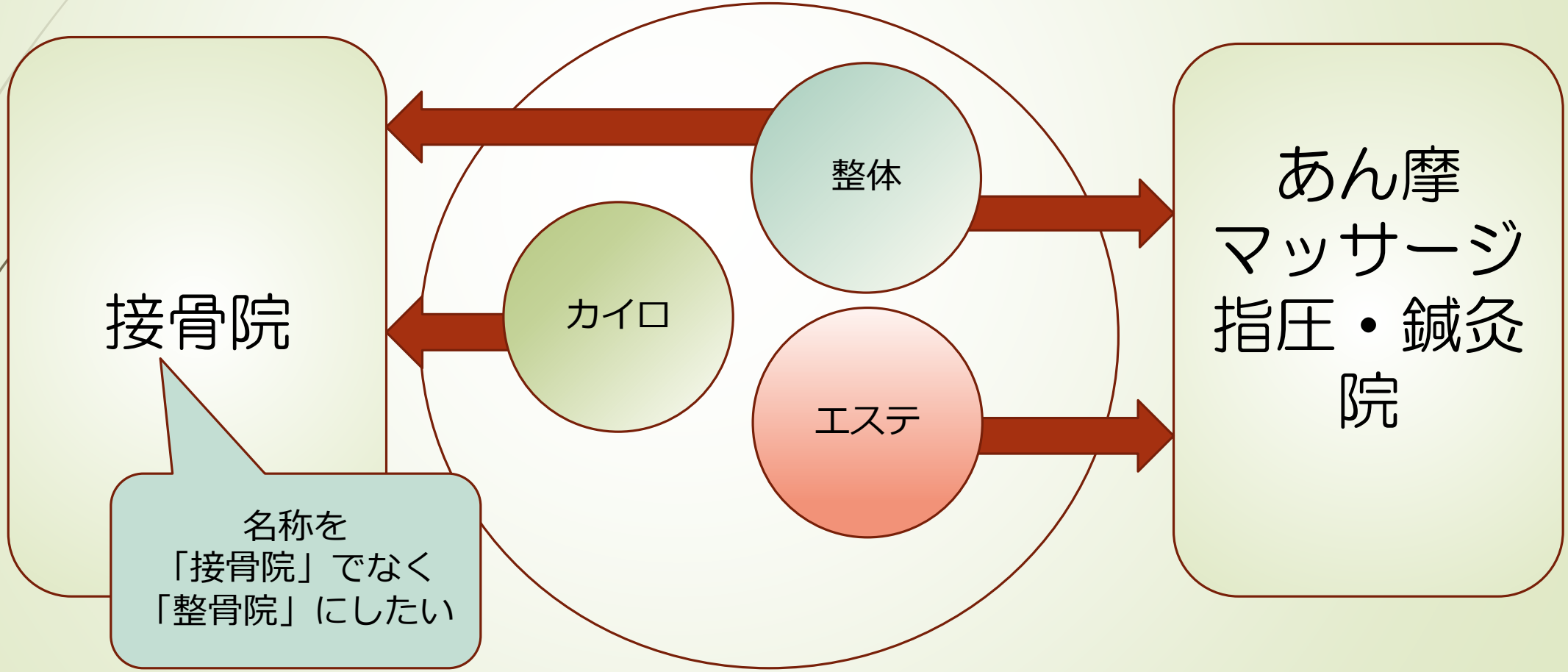

施術所に整体などを併設する目的と背景

- 顧客のニーズ（接骨院で整体やカイロプラクティックのメニューの提供）に応えて集客を図るため。
- 厳しい施術所の広告規制を逃れるため。
- 施術所数と患者数の需給バランスが崩れて、患者を取り合う状態となっている。

行政指導に苦慮する背景

- 施術所には「広告（表示）しなければならない事項」がない。（広告しなくてもよい。）
- 「施術所」の構造の独立性は施術室だけで規定されており、併設を不可とできないこと。
- 整体などの無資格施術所の広告に対して直接指導できる権限が付与されてない。

患者は、有資格施術所（あはきや柔整）と無資格施術所（カイロや整体など）の違いは分かりにくい。

➡どちらも医療を提供する施設だと思っている。

➡資格者が整体として施術するなら健康被害は少ない。

本市から４つの提案

- 施術所を医療提供施設とする

　病院、診療所と同じ医療を提供する施設として法令で規定する

- 適切な医療の選択に資する情報提供の推進

　正しい施術を受けるための判断材料を提供できるよう無資格施術所との差別化

- 施術所の広告の義務化

　無資格施術の広告との併記広告や紛らわしい広告の禁止

- 広告可能な事項の拡大

　施術所が対応できる症状、資格などについて広告できるようにする。

患者（国民）に分かりやすい（適切な医療の選択に資する）広告とするための提案

①法令の整備

【医療法】

- 施術所を医療を提供する施設として規定する
- 医療を提供する施設以外は医療に関する広告を禁止し、紛らわしい広告を禁止する

患者（国民）に分かりやすい（適切な医療の選択に資する）広告とするための提案

①法令の整備

【あはき法、柔整法】

- 施術所の「名称独占」を規定する（○○鍼灸治療院、△接骨院）
- 施術所が広告しなければならない事項を規定（施設の名称、資格者の氏名など）し、他の施設（無資格施術所、医療機関）と紛らわしい広告を禁止する
- 広告できる事項の追加（適応症、技能、施術方法、資格など）
- 違反広告に対する施術所の業務停止などの処分を規定する

患者（国民）に分かりやすい（適切な医療の選択に資する）広告とするための提案

②ガイドラインの整備

- 広告できる事項の範囲の拡大（ポジティブリストの拡大）
- 医療・介護に関する制度に基づくサービス、資格は広告できることとする（例：理学療法士、介護予防基準緩和型通所サービス事業所）
- 広告できる適応症、効能・効果の範囲や表示方法